

## テーマ：カウンセリングと生徒指導について

2013/09/30

facebook：福島 毅

takeshi.fukushima0429@gmail.com

### 1. 今回取り上げるテーマ

今回はカウンセリングと生徒指導について取り上げます。生徒と接するときに必要なメンタリティはどういったことでしょうか？ 多様な生徒が増えている中で、どのような対応が今後、望まれているのでしょうか。また学校現場で行われているスクールカウンセリングや生徒指導（特別指導）の現状についてもお伝えします。

### 2. 生徒指導（特別指導）の現状

特別指導とは、窃盗、占有離脱物横領（遺失物・漂流物など、他人の占有を離れた物を自分の物にする罪）、粗暴な行為、暴言、暴力行為、飲酒、喫煙、薬物乱用（シンナー等）、いじめ、放火、他校への侵入、車やバイクの運転（無断免許取得含む）、試験の不正行為（カンニング等）、他人への危害や迷惑行為に関して本人に反省を求め更生させる行為。保護者への連絡・家庭での指導などについて協力を仰ぐことも通常行われる。

行為の程度や影響が大きく、学校での処理限界を超える場合は警察への通報、協力要請が行われることもある。通常、高校などの場合は、校務分掌（生徒指導部、生活指導部など）とよばれる）の教員が中心となり、当該学校の校長の責任において特別指導が行われる。小中学校は義務教育であるので、対応については教育委員会などとの調整がなされる。

高校での特別指導の流れとしては、

事実の調査⇒事実の認定⇒（学年会）⇒生徒指導部会での決定⇒職員会議での決定⇒本人・親への特別指導申し渡し⇒特別指導（訓告、停学、退学等）⇒特別指導解除の申し渡し である。

この際の規定は、学校により設けられており、法律のようにどの学校も一律というわけではない。また同一学校でも規定が時代によって変わってくる場合もある。また最終的な校長判断も校長により個人差がある。

警察が介入するような大きな案件や深刻ないじめなどの加害の場合など、特別指導申し渡しを経ずに進路変更（実質的な退学）を迫る場合が多い。

事情聴取においては、事実確認および本人の反省段階で教員の生徒指導力が問われる。学校は警察機関ではないが、関係生徒（加害者、被害者、事件の目撃生徒）の証言の一致や物的証拠との整合性を考慮し慎重にすすめられる。特定教員の独断専行や恣意で調査が行われることが無いよう配慮されている。（担任が事情聴取にあたることは通常ない。反省段階で指導することはもちろんある）

特別指導では、学年主任注意、生徒指導部長注意、校長訓告、停学（謹慎期間は1日～30日）、退学などがある。停学期間では家庭で謹慎し外部との接触を断ち、決められた課題を行う。ただし家庭で謹慎監督ができない場合は登校させて別室にて課題学習・反省日誌などを教員が監督・指導する場合がある。

保護者対応でも触れたが、最近の生徒指導案件では、保護者との信頼・コミュニケーションがより難しくなっており、特別指導案件が発生してもいわゆる“逆切れ”されることもしばしばであったり、被害者側の親が学校を通り越して直接教育委員会や文部科学省に訴えるなども多く、初期対応を間違えると事態の收拾に長期間必要となる場合があることに注意されたい。

### 3. スクールカウンセリングの現状 参考文献：スクールカウンセリング（放送大学教材）

人々の苦悩の克服や「心の傷、心の病」を援助する方法には、太古から宗教や儀式などがあつたが、19世紀末から学問的基盤を持った心理療法が開発され、海外からカウンセリングなどの手法が入ってきた。1965年頃から教育界でカウンセリング・ブームといったものが起き、1988年に臨床心理士の制度が導入されて、1995年から公立中学校を中心にスクールカウンセリング事業が活発化してきた。現在、スクールカウンセラーの派遣時間は一校あたり平均週6時間で、小学校から高校まで全国で12000校あまりになっている。スクールカウンセラーが対応する問題には、①誰もが体験する可能性のある心理的苦痛（進学や就職に伴う葛藤、人間関係や身体病や障害による苦悩など） ②いわゆる問題行動（不登校やひきこもりなどの非社会的行動、いじめや犯罪などの反社会的行動、自傷行為） ③精神障害（発達障害、不安障害、摂食障害、睡眠障害、うつ病、統合失調症等）などがある。スクールカウンセラーには個々のクライアントについての問題要因を特定することよりも現状を把握し、誰にどう働きかけることが望ましいかをリードする位置づけにある。

#### 1) カウンセラーが備えたい基本的特性

共感的理解（クライアントの視座で事態と体験しようとする姿勢）、無条件の肯定的関心（どのような状態であっても温かく見守る態度）、純粹性（口先でなく自己を正直に表現）

#### 2) カウンセリングプロセス

①クライアントの内界（感覚、知覚、イメージ、思考、感情、欲求、動機づけ）を表現しやすい場を提供する。安心・安全な場。

②セッション中のクライアントの表現や態度、客観情報から、クライアントの心理的苦痛や満たされない基本欲求などを推測する

③クライアントがカウンセラーに自分の苦しみがわかってもらえたと感じると、クライアントの苦悩は少し軽減する体験をする

④こうした過程が進行すると、クライアントは苦痛や欲求不満が避けられなかった現実を受け入れ、他者への思いやりに気づいてあり、自分が生きていてよかったという実感が湧きあがったりする

⑤ ④の状況を経て、クライアントの心の中に、今後実行すべきことやのぞましい未来の姿がイメージされ、心理的問題解決につながっていく。

#### 3) スクールカウンセラーの専門性（S：スクールカウンセラー T:教師 D：医者）

目標：心理的状态の改善（S） 知識や技能の向上（T） 身体状态の改善（D）

課題や話題：クライアントが決定（S） 教師が決定（T）

問題の正解：問題克服に至る正解はわからない（S） すでにわかっている（T）

本人へのアプローチ：傾聴、提案や示唆（S） 命令・指示・説得（T）

対処時間： 面接は1回1時間程度（S） 数分程度（D）

その他

①詰問、叱責をしない 「なぜ、盗みをした？」「なぜ、学校にいかない？」など

②悪者探しより、それぞれのクライアントにとってできる良いことを探す

③「わかるわかる」といった安易な共感をしない。深刻な体験ほど共有できないもの。

④「元気をだせ」「嫌なことは忘れろ」「細かいことをきにしない」など簡単に行動変容できるかのような示唆をしない

⑤アドバイスは、本人の内界理解を踏まえて、理解が深まるまでは行わないこと。

「アドバイスはいらない。話を聴いてもらうだけでよい」というクライアントも多い。（特に女子）

⑥クライアントが「約束」したことや、クライアントに出した「宿題」が実行されなかったときは、それを責めるのではなく、実行性が高くなるような課題を再設定する。

『信頼するけど、期待しない』

※スクールカウンセラーの対応は生徒への指示・命令・説諭を中心とする指導方法と違うことから、ときに現場教員の不信や対立を生む場合がある。生徒第一という発想で一般教員と養護教諭、スクールカウンセラーがチームとなり、適切なコミュニケーションが必要となってきた。

## 【カウンセリング演習】

それぞれのケースを想定して、カウンセリングマインドでクライアントに接してみる練習をする。  
または、複数参加者でロールプレイまたは討論し、どう接するかを検討してみる。

### ケース 1)

からかいから、いじめに発展。

部活動などのつかいっぱしりから、いじめに変わっており、不快な毎日を相談してきたマサカズ君。

### ケース 2)

なかなか朝おきられず、遅刻常習のサユリさん。

### ケース 3)

学力も低く、将来の進路が不安と思っているヒロシ君。

勉強嫌いで、授業が集中できず、つい隣近所の生徒とおしゃべりしてしまう。

### ケース 4)

LINE による不特定生徒をターゲットにしたいじめが発生。

また LINE 依存によってスマホ中毒の生徒が増えている。

・

### ケース 5)

摂食障害のナツコさん。手にはリストカットの後もある。

### ケース 6)

クライアントは秘密にしてほしいという条件で自殺未遂をうちあけられた（守秘義務？ 通告義務？）

### ケース 7)

自分の意見とクライアントの意見・価値観が違ったときはどう言葉かけするか？

### ケース 8)

課題を自由設定（学校時代に体験したこと、身近で体験したことなど）

今回の講座で学んだこと、気づいたことなど